

南信州広域連合議会
消 防 環 境 委 員 会

令和7年11月21日

南信州広域連合事務局

南信州広域連合議会 消防環境委員会会議録

令和7年11月21日（金） 午後2時00分 開議

1. 開会

2. 委員長あいさつ

3. 副管理者あいさつ

4. 議案審査

(1) 議案第16号「南信州広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」

(2) 議案第17号「南信州広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」

(3) 議案第18号「令和7年度南信州広域連合一般会計補正予算（第2号）案」のうち、当委員会付託分【別紙分担表】

(4) 議案第19号「令和7年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計補正予算（第1号）案」

(5) 議案第20号「令和6年度南信州広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」のうち、当委員会付託分【別紙分担表】

(6) 議案第22号「令和6年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計歳入歳出決算認定について」

(7) 議案第23号「令和6年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計歳入歳出決算認定について」

5. 閉会

消 防 環 境 委 員 会

令和7年11月21日

南信州広域連合事務局

南信州広域連合議会 消防環境委員会

日 時	令和7年11月21日（金） 午後2時00分～午後3時14分
場 所	はにかむべーす201・202号会議室
出席者	福澤委員長、平澤副委員長、河本委員、村松委員、熊谷委員、米山委員 佐々木委員、市瀬委員、関島委員
欠席者	後藤委員、木下（啓）委員
事務局	高田副管理者、吉川事務局長、滝沢事務局次長兼総務課長、下平消防長、 新井消防次長兼総務課専門幹、熊谷消防次長兼総務課長、柄澤予防課長、 山岸警防課長、縄通信指令課長、代田消防本部総務課庶務係長、 松下環境センター事務長、一柳事務長補佐兼庶務係長、 市瀬事務長補佐兼業務係長、原事務長補佐兼管理係長、熊谷書記長

1. 開 会
2. 委員長挨拶
3. 副管理者挨拶
4. 議案審査

No	項 目 名	資料	頁
1	議案第16号「南信州広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」		5
2	議案第17号「南信州広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」		9
3	議案第18号「令和7年度南信州広域連合一般会計補正予算（第2号）案」のうち、当委員会付託分【別紙分担表】		11
4	議案第19号「令和7年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計補正予算（第1号）案」		13
5	議案第20号「令和6年度南信州広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」のうち、当委員会付託分【別紙分担表】		14
6	議案第22号「令和6年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計歳入歳出決算認定について」		16
7	議案第23号「令和6年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計歳入歳出決算認定について」		21

5. 閉 会

1. 開 会

午後2時00分

(福澤委員長) 会議開会前でございますが、当委員会に対し、議案の補足説明のため、飯田環境センター 一柳事務長補佐兼庶務係長、市瀬事務長補佐兼業務係長、原事務長補佐兼管理係長、飯田広域消防本部総務課代田庶務係長の出席について申入れがありまして、許可をいたしましたのでよろしくお願いたします。

現在の出席委員は、9名でございます。後藤和彦委員、木下啓爾委員から欠席する旨の届出が出ましたので、報告をいたします。

それでは、ただいまから南信州広域連合議会消防環境委員会を開会させていただきます。

2. 委員長挨拶

(福澤委員長) 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

改めまして、皆さん、こんにちは。本日は、広域の消防環境委員会ということで、それぞれの市町村の議会、12月議会を控えての大変お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

残念な話ですけれども、大分市では本当に大きな大規模な火災がございまして、建物も170棟、そして鎮圧がしたと言われておりますけれども、いまだにまだ消火まで至っていない、火種がくすぶっているという状況でございまして、本当に大きな被害が出て、お亡くなりになられた皆さんもいらっしゃいます。本当に、お亡くなりになられた皆さんには御冥福をお祈りしたいと思いますし、まだ鎮火しておりませんが、一刻も早い復旧・復興になったらいいなと願っております。

さて、本定例会では、まさに火災に直結する内容の部分もでございます。消防職員の定数の部分であったり、林野火災の予防であったり、条例の改正の案件。それから、今回の定例会では決算審査ということで委員会としては盛りだくさんの内容になっておりますけれども、委員の皆さんの慎重審議をお願いをしたいと思います。

簡単でありますけれども、委員長のあいさつとさせていただきます。本日は、よろしくお願いたします。

3. 副管理者挨拶

(福澤委員長) ここで、副管理者からごあいさつをいただきます。

高田副管理者。

(高田副管理者) 皆さん、改めましてこんにちは。お世話になります。

消防環境委員会の開会に当たりまして、一言ごあいさつをさせていただきたいと思っております。

南信州広域連合では、条例でもって議会の定例会が2月と11月というふうに定まっております。11月は第2回の定例会ということでございます。前年度の決算について説明をさせていただいて認定をいただくという大事な機会でございますので、どうぞよろしくお願をいたします。

今、委員長からお話もありましたけれども、全国各地で割と大規模な火災が、最近、林野火災も含めて多いわけでありまして、そういう中で本日の委員会の中でも消防に関する条例が2件ございますけれども、その辺も含めて御審議をいただければという

ふうに思っております。

それから、決算の認定に際しまして、私のほうで令和6年度の特徴について少しだけ触れさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

1つの特徴は、決算規模が大きくなったということでありまして、4つの会計合計で48億6,000万円余ということでありまして、前年度に比べますと20%の増という状況であります。

決算規模につきまして過去を振り返りますと、稲葉クリーンセンターを建設をしておりました平成28・29年度の決算は、2年とも約80億円ということでありました。それ以降ずっとおよそ40億円で、少しその前後はありますけれども推移をしてきたということでありまして、令和6年度は48億円余ということになりました。

大きな要因とすれば、1つはこのはにかむベースの改修整備を行ったことでもありますし、それから桐林クリーンセンターの解体に着手をしたこと。それから、高森消防署の移転整備ということで大きな事業が重なったということもあって、大きな決算額を計上した年度であったということでもあります。

広域連合として大きな特徴として整理をしておきたいことを申し上げれば、1つは仮称でありますけれども、南信運輸免許センターの場所も含めて整備が決定をしたということ。それから、桐林クリーンセンターの閉鎖後の後利用の目途が立って、解体に着手ができたということ。それから、広域消防の施設がたくさんあるわけですが、その改修整備の初めとして高森消防署の整備に着手をしたというようなこともあって、そういう特徴的なことがあったかなというふうに思っております。

決算の詳細につきましては、後ほど常任委員会の中で所課の担当から説明をさせていただきますけれども、ぜひ次年度の予算編成に向けて御意見を賜ればありがたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

4. 議案審査

(1) 議案第16号「南信州広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」

(福澤委員長) これより、議案の審査に入ります。

初めに、議案第16号「南信州広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

熊谷消防本部総務課長。

(熊谷消防本部総務課長) 消防本部の総務課長、熊谷でございます。よろしくお願いいたします。それでは、着座にて説明をさせていただきます。失礼します。

それでは、議案第16号「南信州広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」、御説明をいたします。

議案第16号、補足説明資料を使用しまして御説明いたします。補足説明資料ナンバー1-1を御覧ください。

まず1の経過でございますが、当消防本部が抱える課題の1つ目といたしまして、当地域については、南海トラフ地震や伊那谷断層帯の直下型地震の発生により甚大な被害が生じると予測されていることから、被害の軽減を図るため、地域防災力を充実強化す

る必要がございます。

課題の2つ目といたしまして、平成29年度に消防防災科学センターに調査を依頼した、消防力の適正配置調査結果から、17分以内の現場到着率が0%の地区に対しまして、消防力の平等性の観点から何らかの対策が必要と指摘を受けております。

最後に3つ目といたしまして、消防学校など長期間の研修や働き方改革などによる影響から消防力の基準に定められた隊員数を満たしていない現状がございまして、出動体制を確保し、圏域の消防力を維持する必要がございます。

これら3つの課題を解決するため、消防職員定数の改正を行いたいとするものでございます。

2の課題解決のために行う消防本部の組織再編でございますが、消防本部警防課内に地域防災支援係を新設いたしまして、6名の申請をいたします。そのうち4名を遠隔地対策として、4村に駐在派遣員として派遣をいたします。

3の職員定数の見直しについてでございますが、上記にて新設をいたしました係への6人増に加えまして、飯田、伊賀良、高森、阿南の各署に1名ずつ4名を配置いたしまして消防力の維持を図るとともに、地域防災支援の実務的な中心的な立場を担います。一方、総務課専門幹を廃止することによりまして1人を減じまして、全体で9人の増員といたしまして、現在の職員定数226人を235人としたいとするものでございます。

おめくりいただきまして、補足説明資料ナンバー1―2を御覧ください。

表の中ほどの列で緑色となっております箇所が増員となる部署、また桃色となっております箇所が減少となる部署でございます。表の右側から3列目の行は、令和8年4月の予定職員数でございまして、職員総数228人を予定しております。

恐縮でございますが、1ページお戻りいただきまして、補足説明資料1―1の4を御覧ください。

地域防災力向上に係る取組と遠隔地対策である消防職員の役場駐在についてでございます。

(1)といたしまして、地域防災力向上に係る取組といたしまして、消防団との連絡調整及び協働した自主防災会に係る支援。初期消火、応急手当、救助などの具体的な活動、小学校・飯田短大などの防災教育、幼少年婦人防火クラブの活動促進。

(2)といたしまして、消防職員の役場駐在についてといたしまして、駐在する役場につきましては、大鹿村、売木村、天龍村、根羽村の4村でございます。

派遣の開始は、令和8年4月1日から各村1人ずつの計4人でございます。

駐在員の任務といたしましては、消防職員として消防業務を優先いたしまして、兼ねて行政研修の一環として役場における消防防災分野の補助的業務を行うことといたします。

おめくりいただきまして、駐在する消防職員の具体的な業務といたしましては、火災現場に役場職員と協力して村の消防車で出動いたしまして、消防隊と現場状況を共有するとともに消火活動に当たります。また特殊な救急現場、心肺停止状態や多数傷病者の事案など、役場車両で駆けつけまして傷病者の様子や必要な処置を行うとともに、救急隊と傷病者の情報等を共有いたします。その他の災害について、消防吏員としての役割を果たすものでございます。

また、役場における消防防災分野の補助といたしましては、地元消防団との連携強化

といたしまして、消防団事務、消防施設等の整備及び維持管理に関することを予定しております。また、地域防災力の充実といたしまして、自主防災組織の育成及び活動の推進をいたします。

災害対策本部及び災害に関する役場との消防の連絡調整、リエゾンでございますが、現在署所から派遣をしておりますが、役場に駐在しておりますので迅速なリエゾン対応ができるものと考えております。また、その他の相互に有益である事務については、協議によるものとしております。

任期といたしましては、原則2年といたしまして、飯田広域消防の人事異動によるものといたします。

5の期待される効果についてでございますが、全般といたしまして、(1)自主防災会の災害時における活動力が高まることで、被害の軽減を図ります。

(2)防災は市町村の事務である一方で平時における災害対応は広域消防が担っていることから、消防団を介しまして、市町村防災担当課と消防署が連携を図り、ぜい弱な部分を補い合うことでより強固な防災対策の構図が図られます。

(3)といたしまして、消防団と共同して取り組むことで消防団員の活躍の場が増え、住民の理解とさらなる価値の高まりから、団員の確保につながると考えております。

(4)といたしまして、防災に対する住民の関心が高まることから、当圏域全体の地域防災力の向上を図ることができると考えております。

駐在する村といたしましては、消防、救急などの知識を持った職員がいち早く現場に駆けつけることができることから、実質的な現場到着時間の短縮を図ることができると考えます。役場に駐在することで住民と接する機会が増えることから、消防への理解の深まりが期待できます。また、一般行政事務を執行する役場職員を目の当たりにしまして一部事務の補助を行うことから、職員の見識を広めていくことができると考えております。これらの取組を行いつつ圏域の消防力の維持を図っていくために、職員定数の見直しが必要不可欠でございます。

失礼でございますが、3枚おめくりお戻りいただきまして、議案第16号「南信州広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」を御覧ください。

南信州広域連合職員定数条例第3条第2号中、飯田広域消防の職員226人を235人に改めたいとするものでございます。

附則につきましては、条例の施行日を令和8年4月1日からとしたいとするものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

(福澤委員長) 説明が終わりました。御質疑はございませんか。

村松委員。

(村松委員) すみません、日頃からお世話になります。

消防の関係の駐在が来年から決まろうとしているところで、大鹿村と売木村、天龍村、根羽村ですか。ここの体制の中で、【駐在】の(5)のところに、消防、救急などの知識を持った職員がいち早く現場に駆けつけることができるということは、OBというか退職者を充てられるということではないのでしょうか。もう、いろんな知識が備わった方それで1名ずつ、昼間ですよ。夜間は多分駄目だと思うので、それで幾らかこういうところに配慮していただいたっていう意味で受け取っておるんですけど、その体制の中

でOBを使われるのか、新人みたいな知識がちょっと不安だっている人をあてがうのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

(福澤委員長) 消防長。

(下平消防長) ただいまの件につきましては、人事的な要因もありますのではっきり申し上げることはできないですが、一応役割としては、今おっしゃられたとおり、全般的に消防の知識もあって救急の知識もあってということで、一般的に私ども消防士長以上に関しては小隊長以上の資格があるということで、救急隊、消防隊、ポンプ隊とかにおいて一番の責任を取るものという資格があるので、今ここで答えられるのは、消防士長以上の階級にある者で、全般の知識を有する者というふうに考えております。

(福澤委員長) よろしいですか。

今、村松委員、OBと言われたんですけど、多分想定はあれですよ、再任用とかそういう、OBだとしてもそういう形の立場、要は正規の職員ということでいいですよ。

(下平消防長) はい、一応今の定年が延長になっておまして、役職定年とかもあるんですが、あくまでもその定年の範ちゅうで正規の職員での対応というふうに考えております。

(福澤委員長) そのほか、よろしいでしょうか。

村松委員。

(村松委員) ちょっと座ったまますみません。今の対応の中で24時間はさすがに無理、1人で無理なんですけど、例えば、搬送のほうって、救急の場合ね。救急患者の搬送っていうのは、その方1人でも山の奥から少しでもずってこれるわけ。

(福澤委員長) 下平消防長。

(下平消防長) すみません、ちょっと状況にもよるといえるか。基本的に考えているのは、そのファーストアタックといいまして、1名が行って、優先すべき事項は気道を確保するとか、二次災害を防止するとか、それから状況ですね、私ども観察と言うんですが、その傷病者がどういう状況にあるのかというのを把握します。それを救急隊が来てからやる時間を早く行って、先にその者が情報を得ることによって救急隊に申し送ると、救急隊が初動のかかる時間が短縮ができるというふうに考えておりますので、動かすことについては、基本的にはやたらにも動かせない症状とかもありますので、全脊柱固定とか、そういう状況によっては体勢を整えて全固定をしてからじゃないと動かせないとかそういう状況もありますし、そうですね、そういった点で動かすことは考えてないのですが、そこにいることが危険ならば、緊急避難として多少なり動かすことはあると思います。

(村松委員) 夜間はヘリも飛ばないということは、山の中の人は認識してますし、夜間の事故やそういう搬出っていうのはあまり期待してるところじゃないんですけど、その中でも助かればいいんだけど、日中の、今言われたような、旧富山村っていうところで事故が起こると、役場の人が戸板で担いで消防署と出会うまで行ってたっていう前例も新消防署と一緒にあって、そういう1人体制でもそういうことが、状況によるんだけど、動かしていい場合は、ヘリポートまでみんなで運ぶとか、そういうことが可能になるかどうか。また、そこら辺もおるうちでいいので御検討くだされば、今回答えてもいいんですけど、お願いします。

(福澤委員長) 下平消防長。

(下平消防長) 富山村の例につきましては、かつて分遣所体制というのを取られてたんですけど、今、体制変わったんですよ。分遣所は廃止されてヘリポートで対応するというので、対

応されているようです。

今の対応についても今後の検討課題だと思いますが、先ほど申し上げたとおり、基本的には多分、1人ではちょっと、いわゆる救急隊としての機能は不可能というふうに判断しておりますので、その前段の駆けつけて情報を得て、緊急的なバイスタンダーとしての活動、心臓マッサージを行うとか気道確保を行うとか、そういうものを一応想定しております。

(村松委員) ありがとうございます。

(福澤委員長) よろしいですか。

相互に有益である事務については協議によるということでここに内容に入っておりますので、そういった詳細の部分はまた詰めていくということで理解をしてもらい、よろしいですかね、村松委員。

そのほか、いかがでしょうか。

なければ、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(福澤委員長) なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(福澤委員長) 御異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

(2) 議案第17号「南信州広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」

(福澤委員長) 次に、議案第17号「南信州広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

柄澤予防課長。

(柄澤予防課長) 飯田広域消防本部予防課の予防課長、柄澤でございます。着座にて失礼いたします。

それでは、議案第17号、補足説明資料ナンバー1を御覧ください。

「南信州広域連合火災予防条例の一部改正について」、御説明をいたします。

第1、改正の経緯でございますが、本年2月26日に発生いたしました、大船渡市林野火災を受けまして消防庁により検討会が行われた結果、警報等の的確な発令によって、林野火災予防の実効性を高めることが必要とされ、南信州広域連合火災予防条例及び南信州広域連合火災予防条例規則を見直すものでございます。

第2、改正内容について御説明をいたします。林野火災注意報の新設と、火災警報の発令基準の見直しについてでございます。

(1) 改正の要旨でございますが、広域連合長が、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときに、林野火災注意報を発令することができることといたしました。

なお、こちらの条例につきましては、新設もあり、改正後の条例につきましては、改正対照表に記載のとおりでございます。なお、今回の発令に当たっては、火災予防条例施行規則の改正も行い、第12条といたしまして、発令基準を下表の改正対照表に記載してございます。

(1) といたしまして、前3日間の合計降水量が1ミリ以下であり、かつ前30日間の合計降水量が30ミリ以下のとき。(2) といたしまして、前3日間の合計降水量が1ミリ以下であり、かつ乾燥注意報が発表されたときといたします。いずれかに該当し、必要と認めるときに発令するものといたします。

続きまして、裏面の2ページ目を御覧ください。

火災警報の発令基準について御説明をいたします。

こちらにつきましては、南信州火災予防条例施行規則の改正となりますが、今回の火災予防条例の改正に伴いまして、火災警報の発令基準を見直したものでございます。

火災警報につきましては、林野火災注意報の発令基準に加えまして、強風注意報が発表されたときに発令することとなります。

改正内容につきましては、改正対照表に記載のとおりでございます。

続きまして、2、林野火災注意報及び火災警報が発せられた場合の火の使用の制限につきまして御説明いたします。

こちらにつきましては、林野火災注意報及び火災警報の発令に伴う火の使用の制限と対象区域について、新設として定めたものでございます。

改正の要旨といたしましては、(1) といたしまして、林野火災注意報が発せられた場合は、条例第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならないこととし、努力義務となります。その下段に記載してございます、括弧書きで「なお」から記載されている火災警報が発せられた場合につきましては、従前のとおり、条例第29条各号に定める火の使用の制限に従わなければならないこととされ、こちらにつきましては義務となります。

続きまして(2) でございますが、林野火災注意報及び林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限の対象となる区域につきましては、林野火災発生の危険性を勘案して、必要に応じて指定することができることとされる条例(例)に従った文言と致すものの、当地域につきましては、総面積のうち86.38%が森林となっている状況であるため、原則として、全域を対象として運用したいものでございます。新設の内容につきましては、改正対照表に記載のとおりとなります。

続きまして、3ページ目を御覧ください。

火災警報発令中に火の使用の制限に従わない場合の罰則について御説明をいたします。

改正の要旨でございますが、条例上の火災に関する警報につきましては、消防法第22条第3項に規定するものであることを明確化したことで、火の使用の制限に違反した者が、消防法第44条に定める罰則(30万円以下の罰金または拘留)の対象となることが明確化されました。こちらにつきましては、改正対照表の改正後の第29条に、火災に関する警報の後に括弧書きで記載されている部分となります。

なお、火を使用する設備、器具の従前からの変化等を踏まえまして、屋内での裸火の使用に係る制限規定を削除されました。こちらにつきましては、改正対照表の改正前の部分に記載してございます、(7)の部分となります。

続きまして、4、火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関する事項について御説明いたします。

改正の要旨でございますが、火災と紛らわしい煙または火炎を発生するおそれのある行為に「たき火」が含まれることが明確化されました。改正後の条例につきましては、

改正対照表に記載のとおりでございます。

続きまして、施行日につきましては、条例及び規則は、令和8年1月1日からいたします。

続きまして、4ページ目を御覧ください。

第3、その他といたしまして、1、発令権者につきましては、広域連合長でございますが、南信州広域連合飯田広域消防事務決裁規程により、消防長専決事項といたしまして、消防長が事務を取り扱います。

2、制度改正に係る住民への周知について御説明をいたします。

飯田広域消防で作成したリーフレットを12月中に全戸配布を行います。

(2) 例年火災が多発する3月に「すきです南信州」へ注意喚起を掲載いたします。

(3) 構成市町村にございますケーブルテレビを活用いたしまして、広報を行います。

3といたしまして、今回の改正に伴いまして、屋外での火の取扱いの制限がかかる林野火災注意報及び火災警報が発令された場合の住民への伝達方法について御説明をいたします。

飯田広域消防から構成市町村へ通報をいたしまして、構成市町村の同報放送、メール等による住民への周知の依頼を行います。

(2) といたしまして、消防車両による巡回広報を行います。消防署はもとより、可能な範囲内での消防団への御協力をいただく予定でございます。

(3) といたしまして、火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為の届出、たき火届でございますが、その提出されたときに直接指導をさせていただくようにいたします。

御説明については、以上でございます。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

(福澤委員長) 説明が終わりました。

御質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

なければ、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(福澤委員長) なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(福澤委員長) 御異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

(3) 議案第18号「令和7年度南信州広域連合一般会計補正予算(第2号)案」のうち、当委員会付託分【別紙分担表】

(福澤委員長) 次に、議案第18号「令和7年度南信州広域連合一般会計補正予算(第2号)案」のうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

松下環境センター事務長。

(松下環境センター事務長) それでは、「令和7年度南信州広域連合一般会計補正予算(第2号)案」のうち、衛生費関係分について御説明いたします。

内容につきましては、事項別明細書にて歳出から御説明いたしますので、一般補12、13ページの下段を御覧ください。

4款、衛生費、1項、清掃費は92万4,000円の増額補正で、1目、ごみ中間処理施設清掃総務費は、会計年度任用職員1名の増員に伴い、人件費89万7,000円を。4目、飯田竜水園清掃総務費は、会計年度任用職員1名の旅費が不足するため、人件費2万7,000円をそれぞれ増額したいとするものでございます。

続きまして、歳入について御説明をいたします。

ページをお戻りいただきまして、一般補、10、11ページを御覧ください。

8款の繰越金でございますが、純繰越金を増額するものでございまして、ただいま御説明いたしました、歳出補正の財源がこれに含まれております。

一般会計補正予算（第2号）案のうち、衛生費関係分の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

(福澤委員長) 説明が終わりました。

御質疑はございませんか。ちょっと委員長を交代します。

(平澤副委員長) 福澤委員長。

(福澤委員長) 今、説明をいただいたんですけども、予算書の12、13ページの人件費の部分ですが、会計年度任用職員の人件費と会計年度任用職員の旅費ということで説明をいただいたんですけど、今回の補正ということで上がってますので、なぜその補正で上げたのか、その理由をお願いいたします。

(松下環境センター事務長) 補正の理由でございますけれども、職員1名が減員となりまして、その空いた穴といいますか、その空いたところを、実は、その者が桐林クリーンセンターの解体工事を担当しておりまして、そのため、その職員を補充するため、稲葉クリーンセンターから職員を持ってきました。その稲葉クリーンセンターが1人欠員となったため、その部分を会計年度任用職員を雇って勤務していただいているということになります。

それからもう一つ、旅費の不足分でございますけれども、これは、令和6年度中に会計年度任用職員の任期が切れまして、そのため職員が交代したんですけども、その分の旅費ですけれども、本来上げなければいけない部分を漏れておったということで補正をさせていただいております。

(平澤副委員長) 交代いたします。

(福澤委員長) はい、委員長を交代しました。

そのほか、いかがでしょうか。

なければ、質疑を終結をいたします。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(福澤委員長) なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(福澤委員長) 御異議なしと認めます。よって、議案第18号の当委員会付託分は、原案のとおり可決されました。

(4) 議案第19号「令和7年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計補正予算(第1号)案」

(福澤委員長) 次に、議案第19号「令和7年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計補正予算(第1号)案」を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

熊谷消防本部総務課長。

(熊谷消防本部総務課長) 総務課長、熊谷でございます。引き続き、着座にて説明をさせていただきます。失礼いたします。

それでは、議案第19号について御説明を申し上げます。

本案は、「令和7年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計補正予算(第1号)案」でございます。第1条は、歳入歳出の予算総額に1,484万1,000円を追加し、補正後の総額を42億8,184万1,000円としたいとするものでございます。

それでは、歳出から御説明いたしますので、消防補12、13ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書を御覧ください。

1款、消防費は1,344万4,000円の増額で、自動車購入費でございます。エンジン不調となっております伊賀良消防署の指揮車を更新したいとするものでございます。本車両につきましては、平成21年9月に新規登録いたしまして、16年が経過した車両でございます。度々ディーゼルエンジンの不具合が発生しておりまして、修理入庫を繰り返しており、運用に支障を来しております。当初、次年度の更新を予定しておりましたが、1年前倒しで更新したいとするものでございます。

財源につきましては、勝間田建設株式会社からの寄附金500万円と、繰越金844万4,000円でございます。

2款、公債費は139万7,000円の増額で連合債利子してございまして、令和6年度の地方債借入償還金に対する確定利率が、当初見込んでおりました利率と大幅な差異が発生したため、補正予算で対応したいとするものでございます。

財源につきましては、飯田市からの交付税算入負担金100万3,000円と、繰越金39万4,000円でございます。

次に、歳入を御説明いたしますのでお戻りいただきまして、消防補10、11ページを御覧ください。

1款、負担金は100万3,000円の増額で、飯田市からの交付税算入分負担金を計上しております。

6款、寄附金は500万円の増額で、勝間田建設株式会社が、地域における安全・安心への貢献として消防本部へ寄附を頂いた寄附金を計上しております。

8款、繰越金は、純繰越金を883万8,000円増額するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

(福澤委員長) 説明が終わりました。

御質疑はございませんか。よろしいですか。

なければ、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(福澤委員長) なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(福澤委員長) 御異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

(5) 議案第20号「令和6年度南信州広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」のうち、当委員会付託分【別紙分担表】

(福澤委員長) 次に、議案第20号「令和6年度南信州広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」のうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

松下環境センター事務長。

(松下環境センター事務長) それでは、議案第20号「令和6年度南信州広域連合一般会計歳入歳出決算認定」のうち、衛生費関係分について御説明をいたします。

初めに、歳出から御説明いたしますので、決算書の32、33ページを御覧ください。

中段にありますけれども、4款、衛生費でございますけれども、予算現額14億867万9,000円に対しまして、支出済額11億8,449万4,891円でございます。

歳出の内容につきましては、主要な施策の成果により御説明をいたしますので、56ページを御覧ください。

中段になりますけれども、ごみ中間処理施設運営管理事業でございます。

事業の取組状況についてですけれども、令和6年度のごみ搬入量は2万7,826.81トン。前年度と比較しますと99.11%で、251.26トン減少をいたしました。

1のごみ中間処理施設の運営の直接搬入ごみの施設使用料改定の検討については、施設の開設以降、ごみ搬入量が計画値を上回って推移をしており、それに伴い稼働日数や人件費等が増加したことによりまして運営コストの負担が拡大し、構成市町村の負担金にも影響を及ぼしてまいりました。この状況を改善するため、直接搬入ごみの施設使用料の改定の検討を行いました。そのほか一般廃棄物処理計画の見直し、災害廃棄物処理基本計画を策定をいたしました。

環境学習講座については、小学生を対象としたカードゲーム方式による講座を開設し、幼少期におけるごみの分別と減量の大切さの意識を醸成する取組を行いました。

また、令和6年7月から旧桐林クリーンセンターの解体撤去工事に着手をいたしまして、令和8年2月末の完了に向けて工事を進めておるところでございます。

2のごみ中間処理施設の管理については、施設の日々の運転業務に加え、設備の維持管理を適切に行うことで、安全かつ安定した稼働に努めました。また、施設周辺の環境への影響を最小限に抑えるため、定期的に施設周辺の環境測定を実施し、地域の環境保全に努めました。施設の運転状況については、排ガスや焼却灰等の環境値に特段の問題はなく、適正にかつ安全にごみ処理が行われているところでございます。

また、構成市町村担当者会では、一般廃棄物処理計画の見直し及び災害廃棄物処理計画の策定の検討のほか、ごみ減量化に向けた取組の情報共有を行いました。

この事業の決算額は9億5,516万2,000円。特定財源は、桐林クリーンセン

ター解体撤去工事に係る公共施設等適正管理推進事業債、それから市町村負担金、直接搬入ごみのごみ処理施設使用料、基金繰入金と基金利子の財産運用収入及び雑入でございます。

続きまして、下段になりますけれども、飯田竜水園運営管理事業でございます。

事業の取組状況でございますけれども、令和6年度のし尿などの搬入量は1万8,915.61キロリットル、前年度と比較しますと102.8%で、515.42キロリットルの増でございました。

飯田竜水園の運営でございますけれども、施設の機能維持及び周辺の安全確保のため、定期的な清掃や設備点検を実施をいたしました。そのほか衛生環境の確保を目的に、竜水公園のトイレ清掃及び緑地の維持管理を実施し、また、遊具の安全点検を行いまして、利用者が安全・安心して施設を利用できる環境づくりに努めました。

2の飯田竜水園の管理でございますけれども、地域の衛生環境を維持し、安全・安心な暮らしを支えるために、設備の保守点検を実施いたしました。また、放流水の水質検査を定期的実施し、施設の適正管理に努めております。

この事業の決算額は2億2,790万8,000円、特定財源は市町村負担金、それからし尿処理施設使用料、基金繰入金が主なものでございます。

続きまして、57ページを御覧ください。リサイクルセンター運営管理事業でございます。

桐林クリーンセンターは、平成23年度から運用してまいりましたけれども、桐林クリーンセンター解体撤去工事の着手に伴いまして、令和6年6月末をもって閉館をいたしました。またリユース事業につきましても、リサイクルセンターの閉館に合わせて休止をいたしております。

事業の取組状況でございますけれども、リサイクルセンターの運営管理については、リサイクルセンターについては閉館をいたしましたけれども、環境学習講座は会場を飯田環境センターに移して、引き続き開催をしております。令和6年度は親子向けを9回、それから一般向けを3回開催をいたしております。なお、おおむね当初の計画どおり講座を開催することができました。リユース事業につきましては、令和6年4月から6月までの3か月間の引渡しのみ件の件数になります。利用状況につきましては、御覧のとおりでございます。

この事業の決算額は142万5,000円、特定財源は、市町村負担金と太陽光発電による雑入でございます。なお、桐林リサイクルセンターが閉館となったため、この事業は、令和6年度をもって廃止といたします。

次に、主要な施策の成果に記載のない歳出について御説明をいたします。40、41ページをお開きください。

下段の6款、公債費になりますけれども、公債費の衛生費関係分になります。起債の元金及び利子の償還金で、旧焼却場の解体、桐林リサイクルセンター及び稲葉クリーンセンターに関するものでございます。

歳出の説明は、以上でございます。

続きまして、歳入について御説明をいたします。お戻りいただきまして8、9ページを御覧ください。

下段の1款、分担金及び負担金、2項、負担金、3目、衛生費負担金でございます。

衛生費負担金は桐林リサイクルセンター、それから飯田竜水園、次のページになりますけれども、稲葉クリーンセンターの運営に関する市町村負担金でございます。なお、交付税算入分負担金は、これらの施設に関して飯田市に交付されました交付税を負担金として納入いただいたものでございます。

次に、10、11ページの2款、使用料及び手数料でございます。1項、使用料はごみ処理施設及びし尿処理施設の使用料でございます。

続きまして、下段の5款、財産収入、1項、財産運用収入、2目の基金運用収入でございますけれども、次のページを御覧ください。し尿処理施設整備基金の利子及びごみ中間処理施設整備基金の利子でございます。

次に、7款になりますけれども、7款、繰入金、1項、特別会計繰入金は、稲葉クリーンセンターの売電相当収益の余剰金の繰入れでございます。2項、基金繰入金はし尿処理施設整備基金からの繰入れを起債の償還に充てたもので、令和6年度で完済をいたしております。

続きまして、14、15ページの上段を御覧ください。

9款、諸収入、2項、雑入、2目、雑入、3節の衛生費雑入でございますけれども、飯田竜水園の施設敷地内にある電柱の敷地使用料、それから桐林リサイクルセンターの太陽光発電の収入、稲葉クリーンセンターの施設敷地内にある電柱の敷地使用料と自動販売機の設置に係る電気料収入でございます。

10款、連合債の2目、衛生費は、桐林クリーンセンター解体撤去工事に係る公共施設等適正管理推進事業債の借入れの分でございます。

歳入の説明は、以上でございます。

令和6年度南信州広域連合一般会計歳入歳出決算認定のうち衛生費の関係分については説明は、以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

(福澤委員長) 説明が終わりました。

質疑は、決算書のページを告げてから行っていただきたいと思います。御質疑はございませんか。よろしいですか。

なければ、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(福澤委員長) なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第20号の当委員会付託分について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(福澤委員長) 御異議なしと認めます。よって、議案第20号の当委員会付託分は、原案のとおり認定をされました。

(6) 議案第22号「令和6年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計歳入歳出決算認定について」

(福澤委員長) 次に、議案第22号「令和6年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

熊谷消防本部総務課長。

(熊谷消防本部総務課長) よろしくお願いたします。

それでは、議案第22号「令和6年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計歳入歳出決算認定について」、御説明を申し上げます。

初めに、歳出について御説明いたしますので、南信州広域連合歳入歳出決算書78、79ページをお開きください。

歳出の合計は、22億8,079万5,310円でございます。

それでは、主な施策の成果を用いて御説明いたしますので、101ページを御覧ください。

上段の、地域防災力強化と次世代育成事業でございます。

この事業では、地域とのつながりを重視し、住民対象の防災教育、消防団との訓練や研修を通じた連携強化、幼少年消防クラブの啓発活動と防災教育の推進などに向けた数々のイベントや事業を企画いたしております。

防災教育等といたしまして、小学校における防災教育や、少年少女消防クラブの任命式、また消防団との連携強化等といたしまして、火災検証会及び火災戦術研修を行うとともに、消防団合同訓練、消防演習を実施しております。

決算額は52万円、財源は市町村負担金でございます。

中段の、災害対応力の充実強化事業でございます。

職員研修等は、基幹業務である火災救急救助の消防学校や予防業務の充実のために、年間を通じて実施をしております。長野県消防学校へは、新規採用職員の初任科のほか、各専門課程に46人が入校。また、救急救命士養成研修に2人を派遣してありまして、現在、飯田広域消防では87人が救急救命士の資格を有しております。

警防の施策では、熱中症、ヒートショック、予防対策などの取組のほか、大規模災害時における災害情報の共有及び災害対応の効率化を図るため、災害時情報共有システムを用いての警防訓練を実施しております。

また、山岳救助隊を令和7年3月に県内消防本部で初めて正式運用といたしまして、管内における山岳救助活動の強化を図っているところでございます。

予防施策では、防火対象物の違反是正推進を強化してありまして、特に管内の防火対象物のうち、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備及び自動火災報知設備に違反のある、いわゆる重大違反對象物1件の立入検査を行いまして、是正を完了しております。また、令和7年度に重大違反對象物になり得た病院2件に対しまして、立入検査を実施いたしまして、重大違反を未然に防止いたしております。

消防活動資機材の維持及び整備では、災害現場における安全対策といたしまして、ガソリンポンプ、空気ボンベ、空気呼吸器など、消防活動資機材などを更新・整備するとともに、救命講習で使用いたしますAEDトレーナーなどを整備しております。

決算額は8,161万9,000円、財源は市町村負担金でございます。

下段の、消防施設等の維持及び更新事業でございます。

消防車両の更新整備につきましては、座光寺分署の救急車1台を購入をしております。なお、資機材搬送車及び人員搬送連絡車につきましては、車種メーカーの生産遅れによりまして繰越しとしております。なお、本年の9月までに全てが納入をされている状況でございます。消防施設の維持及び改修につきましては、小型救助車の車庫を阿南消防署へ新設するとともに、全ての庁舎照明をLED化とする改修工事、及び羽場分署の屋

根改修工事を行いまして施設の長寿命化を図っているところでございます。

決算額は5,435万円、財源は、緊急消防援助隊設備整備費補助金、緊急防災・減災事業債及び市町村負担金でございます。

102ページを御覧ください。

上段の、圏域消防力の充実強化事業でございます。

高森消防署庁舎移転建設につきましては、実施設計を行いまして建設工事を開始いたしております。消防力の適正配置の研究といたしまして、高森消防署の次に庁舎建設が予定されております、南西部のブロックである阿南消防署及び平谷分署について、建設候補地の検討を実施。また、遠隔地に対する職員派遣につきましては、該当4村との調整・協議を実施しております。

また、公務員の定年延長を踏まえまして、職員定数について人事配置や採用計画について検討いたしております。

決算額は2億8,254万4,000円、財源は、緊急防災・減災事業債、市町村負担金及び財政調整基金の繰入れでございます。

中段の、共同消防指令センター整備事業でございます。

令和8年4月からの本運用に向けまして、飯田・木曾消防指令センター整備に係る実施設計を行っております。

決算額は1,084万6,000円、財源は、緊急防災・減災事業債、市町村負担金及び木曾広域消防本部からの指令事務共同運用負担金でございます。

続きまして、103ページを御覧ください。

上段に、住民を対象といたしました救命講習会の実績。中段には、救急処置の高度化を図るためのメディカルコントロール事後検証会の活動状況、救急活動及び職員教養の実績。下段には、予防行政の中心的活動となります、立入検査の状況を掲載してございます。

おめくりいただきまして、104ページ、令和6年度の火災・救急・救助の出動状況でございますが、前年との比較をいたしますと、火災発生件数は前年と同数、救急出動件数は265件の増加、救助件数につきましては4件の減少となっております。

次に、歳入について御説明いたします。

お戻りいただきまして、76、77ページをお開きください。

歳入合計は、23億9,363万229円でございます。

それでは、80、81ページ、飯田広域消防特別会計歳入歳出決算事項別明細書を御覧ください。

1款、1項、1目、負担金のうち構成市町村の負担金は、広域連合規約に基づきます構成市町村の負担金でございます。交付税算入負担金は、消防施設整備に係る地方債に関しまして、飯田市に一括交付をされました交付税を負担金として納入をいただいたものでございます。指令事務共同運用負担金は、南信州広域連合及び木曾広域連合消防通信指令事務協議会規約に基づきまして、木曾広域連合からの負担金でございます。

2款、1項、使用料は、消防本部の庁舎の一部を飯田市危機管理課が使用していることに係る光熱費と施設の使用料でございます。2項、手数料は、危険物及び火薬類の許可事務等に係る手数料でございます。

3款、国庫支出金は、緊急消防援助隊整備費補助金が主なものでございまして、座光

寺分署の高規格救急車整備等による補助金でございます。

4款、県支出金は、広域連合が県から受託をしております火薬類の許可事務に対する県の特例処理事務交付金でございます。

5款、財産収入は、82、83ページを御覧いただきまして、退職手当積立基金及び財政調整基金、2つの基金に対する定期預金の利子でございます。

7款、繰入金につきましては、広域連合一般会計からの児童手当の繰入れ、高森消防署庁舎建設に伴います財政調整基金からの繰入れ、及び退職手当積立基金からの繰入れでございます。

8款、繰越金は、前年度からの純繰越金でございます。

9款、1項、1目、諸収入の中央道支弁金は、中央自動車道での救急業務に対しまして、中日本高速道路株式会社から支払われたものでございます。2目、受託事業収入は市町村事務受託収入でございまして、飯田市危機管理課に派遣をしております職員1人及び長野県消防学校に教官派遣をいたしました職員2人の人件費でございます。3目、雑入は自動販売機の電気、メンタルヘルス研修助成が主なものでございます。

10款、連合債は、高森消防署庁舎移転建設及び共同指令センター整備に係る実施設計、小型救助車庫新築によります緊急防災・減災事業債による起債を行ったものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

(福澤委員長) 説明が終わりました。

御質疑はございませんか。よろしいですか。ちょっと委員長を交代します。

(平澤副委員長) 福澤委員長。

(福澤委員長) はい、1点お聞きしたいと思います。

ページ数102ページの主要な施策の成果の下段にあります、共同消防指令センター整備事業の部分の、決算額が1,084万6,000円という決算額で主要な施策のほうをつくっていただいているんですが、この決算書のほうの93ページを見させていただいてどこに当たるのかなっていうことで見させていただくと、1款、1項、4目の消防事務連携・協力事業費の中の、共同消防指令センター運用事業費の設計監理業務委託料のところと同じなのかなっていうふうに思ったんですが、ここの金額が1,078万円というふうになっていて、主要な施策の成果のほうは1,084万6,000円というふうになっているんです。これ事務費とかそういったものを足して主要な施策をつくっているのか、その辺の御説明をいただければと思います。

(平澤副委員長) 新井消防次長。

(新井消防次長) 消防次長の新井です。ただいまの件について御説明いたします。

委員長がおっしゃったように、この今回から4目という新しく目をつくりましたけれども、令和6年度につきましては、この消防連携協力事業費の中で設計管理業務だけこの部分でおったんですが、実際にはコピー機代などの共同運用の事務経費が入ったもの等がこの主な施策のほうに全て入っているので、ちょっと金額の相違がある。事務経費を入れた総額で表しているというふうに御理解いただきたいと思っております。

(平澤副委員長) 福澤委員長。

(福澤委員長) ありがとうございます。今のそのところは事務経費が入っている。

もう一つ、その中で地方債で緊急防災・減災事業債が当たってるんですが、これはも

う通常でいきますと100%充当が可能な部分だと思いますが、この中でも該当する、地方債に該当するものを100%入れて、残りの部分がちょっと項目が、結局決算書を見ると、設計監理業務委託料の部分でびしっと1項目しかないので少し違和感を感じたんですけども、詳細はそういうことで理解をしいいかどうか、そこを確認したいと思えます。

(平澤副委員長) 新井消防次長。

(新井消防次長) ただいまの件について御説明いたします。

今委員長がおっしゃったように、緊急防災・減災事業債の対象となっております共同指令センターにつきましては、ただ、この令和6年度につきましては、事務事業進行管理表、これ今年から新たに主な施策の成果ということで事務事業進行管理表を今年度から新しくつけたものでございます。今まではその中の共同指令センターの協議会を設立して、その中で、協議会の中で全ての運営をしているということで、新たに今度から4目で明確にその出入りが分かるように今年度の予算書からそのようにしております。この時点では、協議会に至るまでの経過の中で、うちの消防本部の予算等で使っていたというものでございまして、今委員長がおっしゃったように、全て緊急防災・減災事業債に対応できるものというふうに思っております。対象となるものでありまして、木曾から負担金をもらって、緊急防災・減災事業債の借入れ等、返済を行っていたという状況でございます。

(平澤副委員長) 福澤委員長。

(福澤委員長) ちょっと聞き方が悪かったですね。もう一回、これ決算書の92、93ページを見ていただいて。今回の決算の部分でいくと、1,078万円というのが設計監理業務委託料ということで載っております。緊急防災・減災事業債の部分で起債に担当するのは、要は、実施設計の部分になってくると思うので、この設計監理業務委託料の中には、実施設計の部分は起債に充当する100%が当たっていて、それ以外の部分が含まれているということで理解をするということでもいいですか。

(平澤副委員長) 新井消防次長。

(新井消防次長) おっしゃるとおり、説明が不足で申し訳ございませんでした。

(福澤委員長) はい、分かりました。

(平澤副委員長) 委員長を交代します。

(福澤委員長) そのほか、御質疑はございませんか。

なければ、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(福澤委員長) なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(福澤委員長) 御異議なしと認めます。よって、議案第22号は、原案のとおり認定をされました。

(7) 議案第23号「令和6年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計歳入歳出決算認定について」

(福澤委員長) 次に、議案第23号「令和6年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

松下環境センター事務長。

(松下環境センター事務長) それでは、議案第23号「令和6年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計歳入歳出決算認定について」、御説明をいたします。

本会計は、稲葉クリーンセンターにおける売電相当収益を活用いたしまして、発電事業に係る事業を行うものでございます。

それでは、歳出から御説明いたしますので、決算書の108、109ページを御覧ください。

予算現額1億6,115万円に対しまして、支出済額1億4,747万7,977円で、歳入歳出差引残額は633万1,927円でございます。

歳出の内容につきましては、主要な施策の成果で御説明をいたしますので、120ページを御覧ください。

主な歳出になりますけれども、電気事業基金への新規積立て、それから売電収益に係る消費税等の支払い、一般会計への繰出、発電施設・機器の点検整備工事費などがございます。本特別会計につきましては、売電相当収益を電気事業基金へ積立て、この積立基金の取崩しにより、売電相当収益に課税される消費税等の支払い、それから発電設備の更新及びメンテナンス工事費用、電気事業債の償還を賄っていく事業計画でございます。

稲葉クリーンセンターの運転期間は20年間の計画でございますけれども、この20年間の電気事業に係る事業費を算出し、毎年度6,500万円を基金へ積立てを行えば、消費税の支払い、それから発電設備の更新等の支払いが可能であると見込んでおります。また、6,500万円を超える部分の売電相当収益につきましては、一般会計へ繰り出しをいたしまして、広域連合全体の事業に活用していくことで整理がされているところでございます。

この事業の決算額は1億2,460万5,000円、特定財源は、財産運用収入の基金利子、基金繰入金は電気事業基金からの繰入金、雑入は売電相当収益でございます。

114ページの実質収支に関する調書、それから116ページから119ページの財産に関する調書につきましては、それぞれ御確認をお願いいたします。

次に、主要な施策の成果に記載のない歳出について御説明をいたします。112、113ページの中段を御覧ください。

3款、公債費でございますけれども、稲葉クリーンセンターの発電事業の整備における電気事業債の元金及び利子の償還金でございます。

特定財源は、電気事業基金繰入金でございます。

続きまして、歳入について御説明をいたします。ページをお戻りいただきまして、決算書の106、107ページをお開きください。

予算現額1億6,115万円に対しまして、1億5,380万9,904円でございます。

内容につきましては、事項別明細書により御説明をいたしますので、110、111ページをお開きください。

1 款、財産収入は、電気事業基金の基金利子でございます。

2 款、繰入金は、電気事業基金からの繰入金でございます。内訳でございますが、売電収益に課税される消費税に係る税理士への電子申請業務委託料、それから当該消費税の支払い、売電施設及び機器に係る整備工事費、電気事業債の償還に充当されるものでございます。

3 款、繰越金は、令和5年度からの繰越金でございます。

4 款、諸収入につきましては、稲葉クリーンセンターで発電した電力のうち、施設で使用した電力を差し引いた余剰電力の売電相当収益と、それから前年度消費税の還付金でございます。

説明は以上となります。よろしく御審議をお願いいたします。

(福澤委員長) 説明が終わりました。

御質疑はございませんか。よろしいですか。

なければ、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(福澤委員長) なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(福澤委員長) 御異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり認定をされました。

5. 閉 会

(福澤委員長) 以上で、本日の消防環境委員会を閉会といたします。

大変、お疲れさまでした。

閉 会 午後3時14分

南信州広域連合議会委員会条例 28 条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

南信州広域連合議会 消防環境委員長
